

兵庫県淡路県民局  
洲本総合庁舎機械警備業務委託  
一般競争入札申請関係書類

## 1 入札申請関係書類

- ① 一般競争入札公告
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ⑤ 仕様書等に関する質問書
- ⑥ 入札書（初度、再度用）
- ⑦ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑧ 入札辞退届
- ⑨ 委任状
- ⑩ 入札及び提出書類の注意事項
- ⑪ 契約書（ひな形）
- ⑫ 誓約書（2種類）

## 注意

入札会場にて顔写真付き公的書類の提示をいただくことにより、本人確認を行います。下記のうちどれか1つをご持参ください。

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 3 旅券（パスポート）
- 4 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

＜ 担 当 ＞

兵庫県淡路県民局総務企画室総務防災課 溝尾  
〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号  
電 話 (0799) 22-3541 F A X (0799) 23-1250

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月5日

契約担当者

兵庫県淡路県民局長 川井 史彦

### 1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで

(4) 業務を行う場所

兵庫県洲本市塩屋2丁目4番5号

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

入札書に記載する金額については、業務実施にかかる費用及び機器の撤去・設置等を含む総額を、上記(3)の期間(5年)で割った1年あたりの額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額(年額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札資格参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線 75783

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすものであること。

(6) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号

兵庫県淡路県民局長総務企画室総務防災課 担当 溝尾

電話(0799)22-3541 F A X (0799)23-1250

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年2月5日(木)から同年2月12日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年2月26日(木)午後2時

兵庫県洲本総合庁舎2階 会議室

(4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書等を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和8年2月25日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間5年間を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年2月25日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、次に掲げる場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し誠実に履行した実績があり、契約締結までに県が指定する誓約書を提出し県が認めた場合

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年3月5日(木)以降の任意の日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名等が明確に記載されており、入札内容が分明であること。

キ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職・氏名が記載されており、入札当日に顔写真付き公的書類により本人確認ができる場合は、この限りではない。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 入札書の押印廃止(委任状は押印必要)に伴い、入札会場にて顔写真付き公的書類(運転免許証等)の提示をいただくことにより本人確認を行いますので、本人確認ができない場合には、本人、代理人問わず入札参加を認めない。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| (1)業務委託名 | 兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託          |
| (2)入札公告日 | 令和8年2月5日(木)                |
| (3)仕 様   | 別添仕様書のとおり                  |
| (4)履行期間  | 令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月) |
| (5)履行場所  | 兵庫県洲本総合庁舎<br>洲本市塩屋2丁目4番5号  |

## 2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1)物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて下記申請場所へ持参し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

### 【入札参加資格審査窓口】

申請場所 兵庫県出納局物品管理課  
住 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話番号 078 - 341- 7711 (内線75783)

- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3)一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書(別紙様式第2号。以下「入札参加申込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札参加の申込み

- (1)申込書提出場所

兵庫県淡路県民局総務企画室総務防災課  
〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号  
電話(0799)22-3541 FAX (0799)23-1250

- (2)申込書提出期間

令和8年2月5日(木)から2月12日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3)提出書類

- ア 入札参加申込書を作成のうえ、前記(1)の提出場所に直接持参又は郵送すること。
- イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。

- (4)一般競争入札参加資格の確認

- ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
- イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年2月17日(火)までに入札参加申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)により通知する。

そのため返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には110円切手

を貼付し、返信先の住所、宛名を記載しておくこと。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書の交付

(1) 仕様書の交付を希望する者は、次により交付を受けること。

ア 受付期間

令和8年2月5日(木)から令和8年2月12日(木)(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前期3(1)に同じ

(2) 仕様書については、希望者にEメール、FAX又は郵便により送付する。

5 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(別紙質問回答様式)を提出すること。

ア 受付期間

令和8年2月5日(木)から令和8年2月12日(木)午後4時まで

イ 受付場所

前記3(1)に同じ

ウ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

(2) 回答書は、令和8年2月17日(火)までに入札参加者に書面(メール、FAX等)により通知する。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

兵庫県淡路県民局総務企画室

(2) 日時

令和8年2月5日(木)から同年2月12日(木)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

8 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県洲本総合庁舎 2階会議室

洲本市塩屋2丁目4番5号

(2) 日時 令和8年2月26日(木) 午後2時

(3) 前記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

9 入札書の提出方法

入札書は、入札・開札日時及び場所で直接入札箱へ投入すること。

ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99条)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして知事が定めるもの(以下「書留郵便等」という。)による入札の場合は二重封筒とし、中封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退書」の区別を記入し、あて名及び入札案件名等を記入し、令和8年2月

25日(水)午後5時までに前記3(1)の場所に必着すること。また、「初度入札」の封筒には、確認通知書の写しを同封すること。

ただし、名簿に登録されていない者で前記2(1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和41年兵庫県告示第149号)」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

#### 10 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書の記載に当たっては、所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。
  - ア 件名は前記1(1)に示した件名とする。
  - イ 年月日は入札書の提出日とする。
  - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
  - エ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (3) 入札金額は、前記1(1)にかかる費用及び機器の撤去・設置を含む総額を1(4)の期間(5年)で割った1年あたりの額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(年額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回することはできない。
- (7) 入札を希望しない場合には、辞退する旨を申し出ることにより、入札を辞退することができる。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間5年間を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年2月25日(水)午後5時までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に兵庫県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

なお、保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和8年2月25日(水)以前の任意の日を開始日とし、令和8年3月5日(木)以降の任意の日を終了日とする。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間5年間を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の5未満であるときは、当該入札者の入札は無効となるので注意すること。

##### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。この場合の保険開始日は契約書締結日とし、終了日は履行期間終了日とする。

#### 12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

#### 13 無効とする入札

- (1) 前記2の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2)一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3)無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

#### 1 4 落札者の決定方法

- (1)前記1の業務等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2)落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3)予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。
- (4)再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による場合がある。随意契約を希望する場合は、直ちに見積書を提出すること。

#### 1 5 入札に関する条件

- (1)入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。
- (2)所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時まで納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が本件入札参加申込後で、令和8年2月25日(水)以前の任意の日を開始日とし、令和8年3月5日(木)以降の任意の日を終了日とすること。
- (3)入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4)同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5)連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6)入札書に入札金額、入札者の氏名等があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7)「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (8)入札書に記載された金額が訂正されていないこと。
- (9)代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (10)入札書の押印廃止(委任状は押印必要)に伴い、入札会場にて顔写真付き公的書類(運転免許証等)の提示をいただくことにより本人確認を行いますので、本人確認ができない場合には、本人、代理人問わず入札参加を認めませんので注意すること。
- (11)再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(10)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(4)、(5)又は(10)に違反して無効となった者以外の者

#### 1 6 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不隠行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

#### 1 7 契約書の作成

- (1)落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2)落札者が(1)の期間内に契約を締結しないときは、原則として落札決定を取り消す。
- (3)契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4)契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5)落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締

結しない。

#### 18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 19 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約金額が200万円を超える場合、契約候補者が暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者等の統制下でない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約する書類の提出を求める。

#### 20 入札事務担当部局

〒656-0021

兵庫県洲本市塩屋2丁目4番5号

兵庫県淡路県民局総務企画室総務防災課

溝尾

電話番号：(0799)22-3541

F A X：(0799)23-1250

# 兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託仕様書

兵庫県洲本総合庁舎における機械警備について、下記のとおり仕様を定める。

- 1 委託業務名称  
兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務
- 2 業務対象物件  
兵庫県洲本総合庁舎  
(1) 所在地 洲本市塩屋2丁目4番5号  
(2) 建物名称及び延床面積  
本館 9,197.0㎡
- 3 委託業務期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。  
ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削減があったときは、この契約を解除することができる。
- 4 委託業務概要  
洲本総合庁舎の財産の保全と被害を防止するため、最新の警備機器及び集中監視装置を組み合わせた警備業務を委託し、警備対象物件の安全保持を図るものとする。  
具体的な警備内容は以下のとおりとする。
- 5 警備方法  
警備機器を設置した電気報知システムによる警備とする。
- 6 警備時間
  - (1) 警備基準時間  
防犯 毎日17:45～8:45（委託者の休日は終日とする。）  
火災監視 終日  
設備監視 終日  
ガス漏れ監視 終日
  - (2) 警備実施時間  
受託警備会社は、警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
- 7 使用機器の機能等
  - (1) 最終出入口に電子ロック装置を設置し、暗証番号方式により機器のセット及び解除ができること。なお、暗証番号により解除した後も、解任状態にするまでは自動ロック装置が働くものであること。
  - (2) 警備エリアは、委託者の指定するブロックに分け、ブロック毎に暗証番号方式により警備セット及び解除の機能を持つこと。
  - (3) 各ブロックの警備セット及び解除の操作機器は、委託者が指定する場所に設置する。
  - (4) 共用部（県民ホール、廊下、階段、エレベーター前）については、建物最終退出者により最終出入口において警備セットができること。
  - (5) 管制センターで警備開始及び解除の記録ができること。
  - (6) 建物内部は、死界が生じないようにし、建物内部への侵入を容易に感知できること。
  - (7) 防犯異常及び別表の設備にかかる異常を感知できる機器を設置すること。
  - (8) 機器セット時、解除時に使用する器具等は、容易に複製のできないものであること。

- (9) 警備機器自体に異常が認められる場合は、判別機により故障場所が個別ごとにわかるものであること。
- (10) 集中監視装置は、洲本総合庁舎に設置されたすべての端末機器の正常作動を終始確認し、感知した信号内容を、警備専用回線を通じ自動的に確認し、感知した信号内容を、警備専用回線を通じ自動的に受信し、下記の事項が明確に表示され迅速に対応できなければならない。
- |       |       |      |        |
|-------|-------|------|--------|
| 警備開始  | 正常警備中 | 侵入異常 | 火災事故   |
| 機器の異常 | 異常発報  | 警備解除 | ガス漏れ異常 |
- (11) 受託警備会社は電波法第4条に基づく免許を受けた無線局を有し、無線設備をもった自動車を配して、当該無線局の電波を受信できること。

## 8 異常信号を受信した場合の措置

- (1) 異常信号を受信した場合は、パトロール員を現場へ急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- (2) 異常事態を確認後、パトロール員は警備センターへその状況を連絡し、必要に応じて警察署または消防署へ通報する。
- (3) あらかじめ定められた緊急連絡者へは即時に連絡するとともに、後刻書面をもって報告する。
- (4) パトロール員の緊急出動料は、警備料に含めるものとする。

## 9 正常作動しない場合の対策

機器が正常に作動しない場合は、受託警備会社の責任においてこれに代わるべき警備対策を直ちに講ずること。

## 10 警備機器の設置、保守等

- (1) 警備機器の設置費、当該設備にかかる附帯工事費、電話回線使用料並びに契約解除による撤去費は、すべて受託警備会社の負担とする。
- (2) 警備機器の保守及び点検については、すべて受託会社の責任及び負担において適切に行うこと。

## 11 賠償責任

受託警備会社は、警備実施中、委託者に損害を生じせしめ、これが受託警備会社の責（債務不履行、受託警備会社の従業員の過失及び不法行為に関する受託警備会社の使用者過失責任を含む。）に帰すべき事由による場合は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円を限度として保険により補償しなければならない。なお、保険料は、受託警備会社の負担とする。

委託者は事故による損害が発生したときは、速やかに事故による損害の発生を受託警備会社に通知する。

## 12 機密の保持

受託警備会社及びその使用人は、契約期間中及び契約期間終了後といえども、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 13 その他

- (1) 受託警備会社は警備業務実施にあたり県民局から貸与された鍵について、受領確認書を県民局に提出する。また、その鍵を紛失または毀損したときは、ただちに県民局に報告するものとし、不要になったときは、ただちに返却する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者・受託警備会社協議のうえ決定する。

( 別 表 )

兵庫県洲本総合庁舎警備項目等

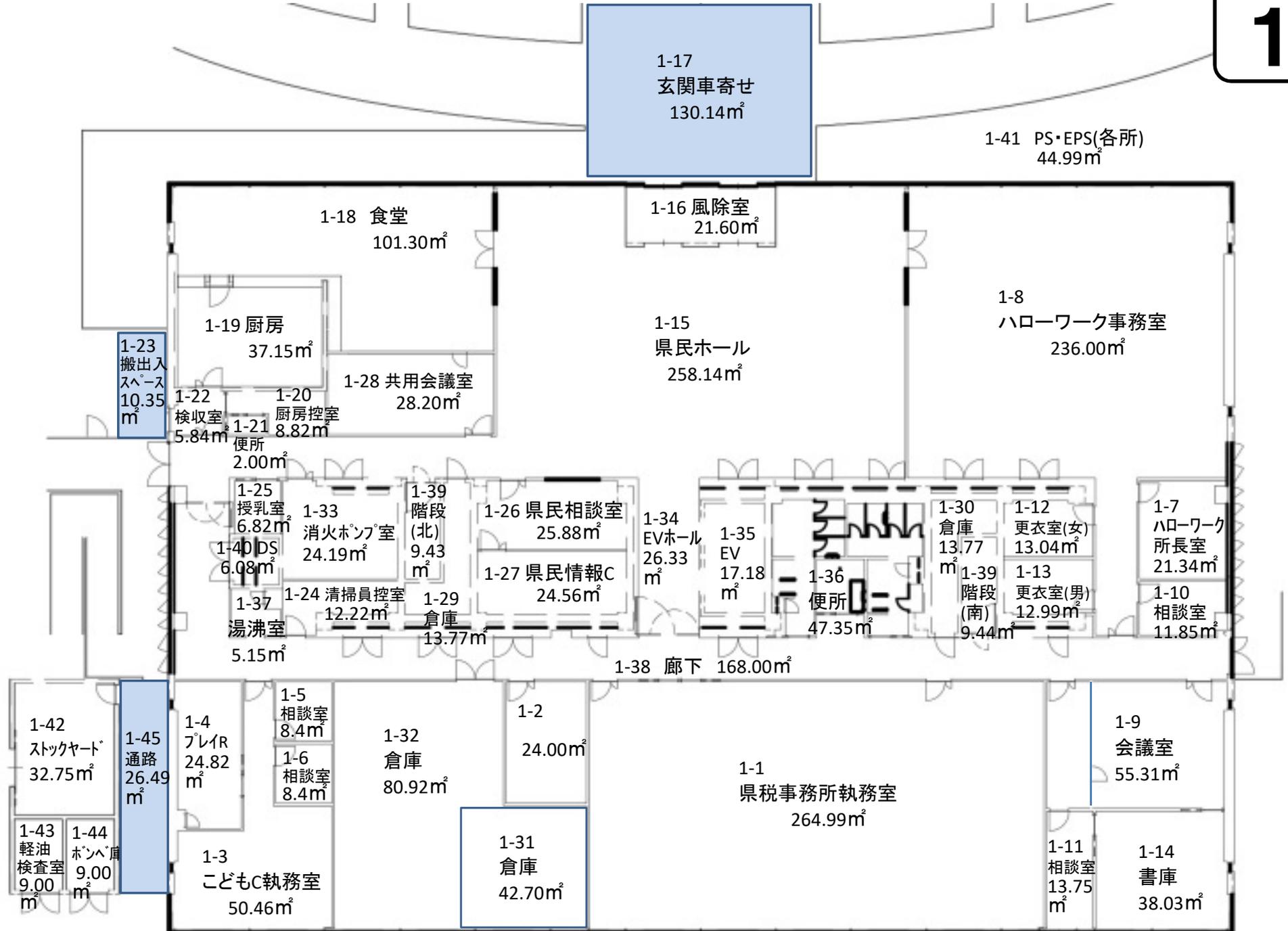
項	項 目	異 常	機 能 等
1	防犯	侵入	侵入時の警報
2	金庫	侵入	侵入時の警報
3	火災感知器	火災発生	火災時の警報
4	エレベーター	閉じ込め	閉じ込めによる警報
5	受水槽	満水・減水	満減水時の警報
6	ガス	漏れ	ガス漏れによる警報

【現行のセンサー等設置数】

機器名称	個数
コントローラー(マルチ)	1
コミュニケーションポイント	16
ガスアダプター	10
露出ボックス	20
カードリーダー	18
センサー・インターフェース	68
ブロック表示器	2
電気錠コントローラ	19
簡易 EV 非常通報装置	2
都市ガス用センサー(壁用)	12
移報出力インターフェース	1
最終案内灯	2
フラッシュライト	1
マグネットセンサー	41
操作表示器(マルチ・埋込)	2
ツインミラー空間センサー	43
インフラレッドセンサー	48
増設コミュニケーションポイント	2
パワーユニット	5
リレーボックス(DC 24V)	18
金庫センサー	2
スケジューラ	1
テンキーリーダー(マルチ・露出)	20
振動センサー	2
合 計	356

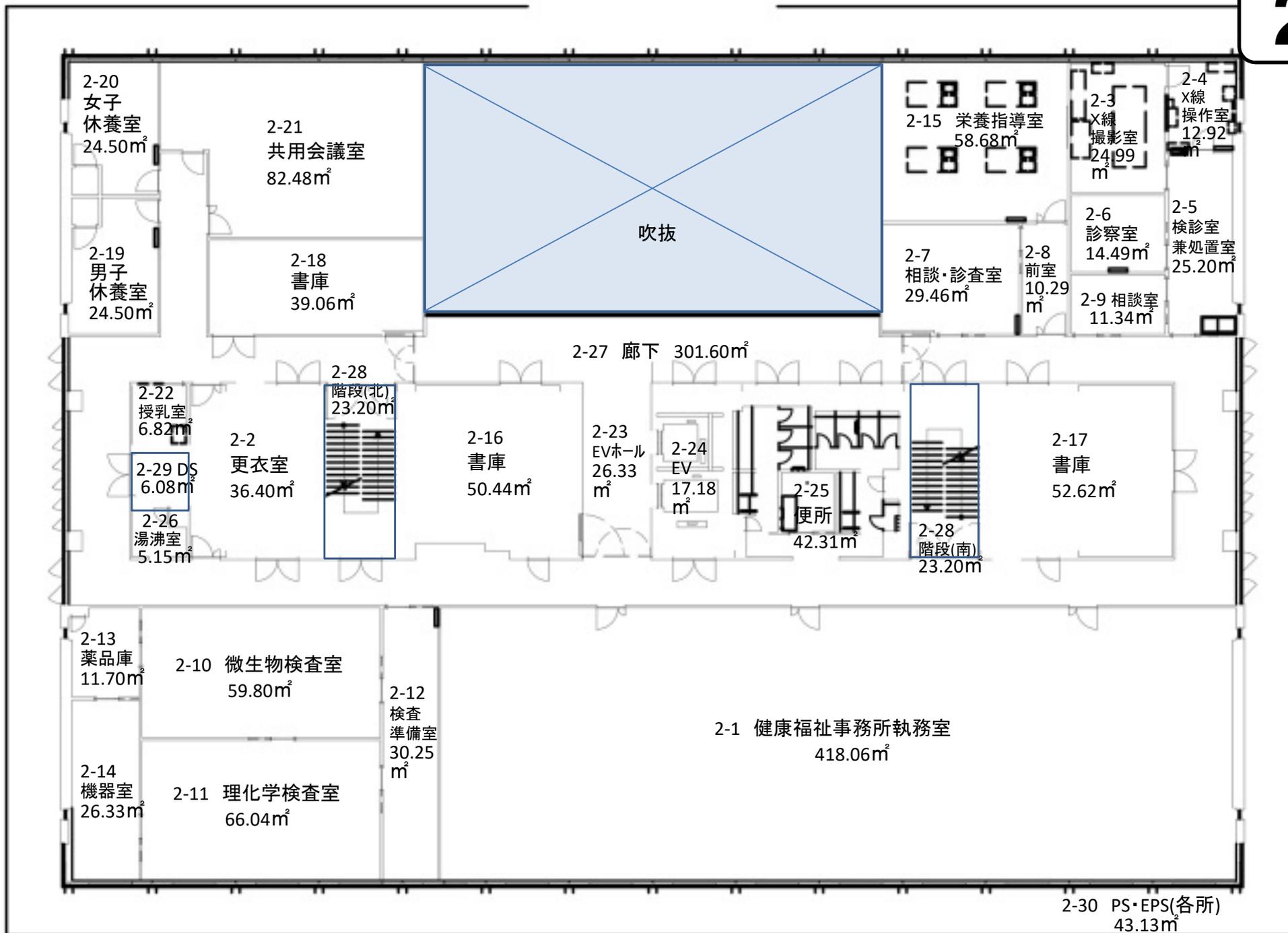
洲本総合庁舎平面図（本館1階）

1



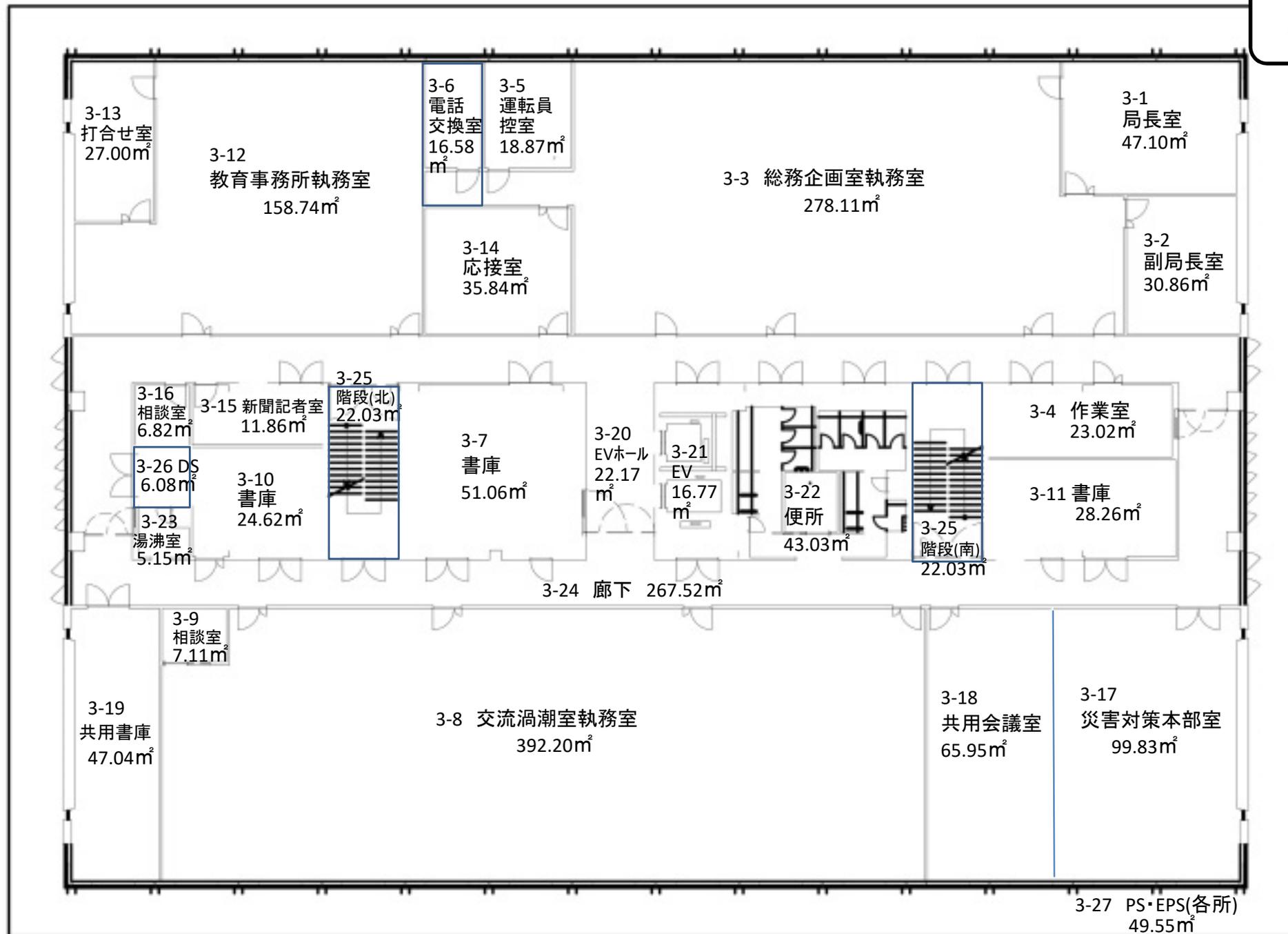
洲本総合庁舎平面図 (本館2階)

2



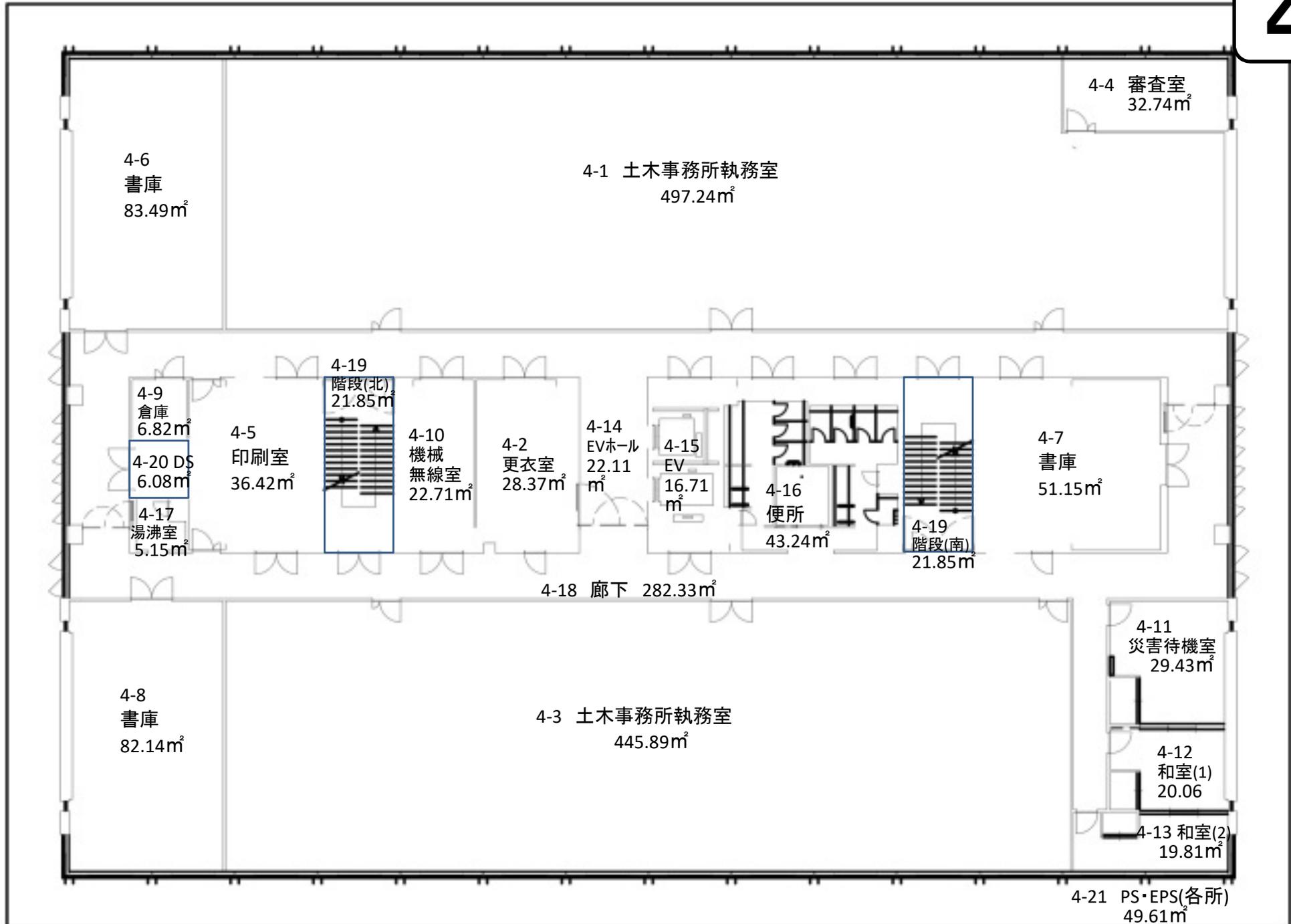
洲本総合庁舎平面図 (本館3階)

3

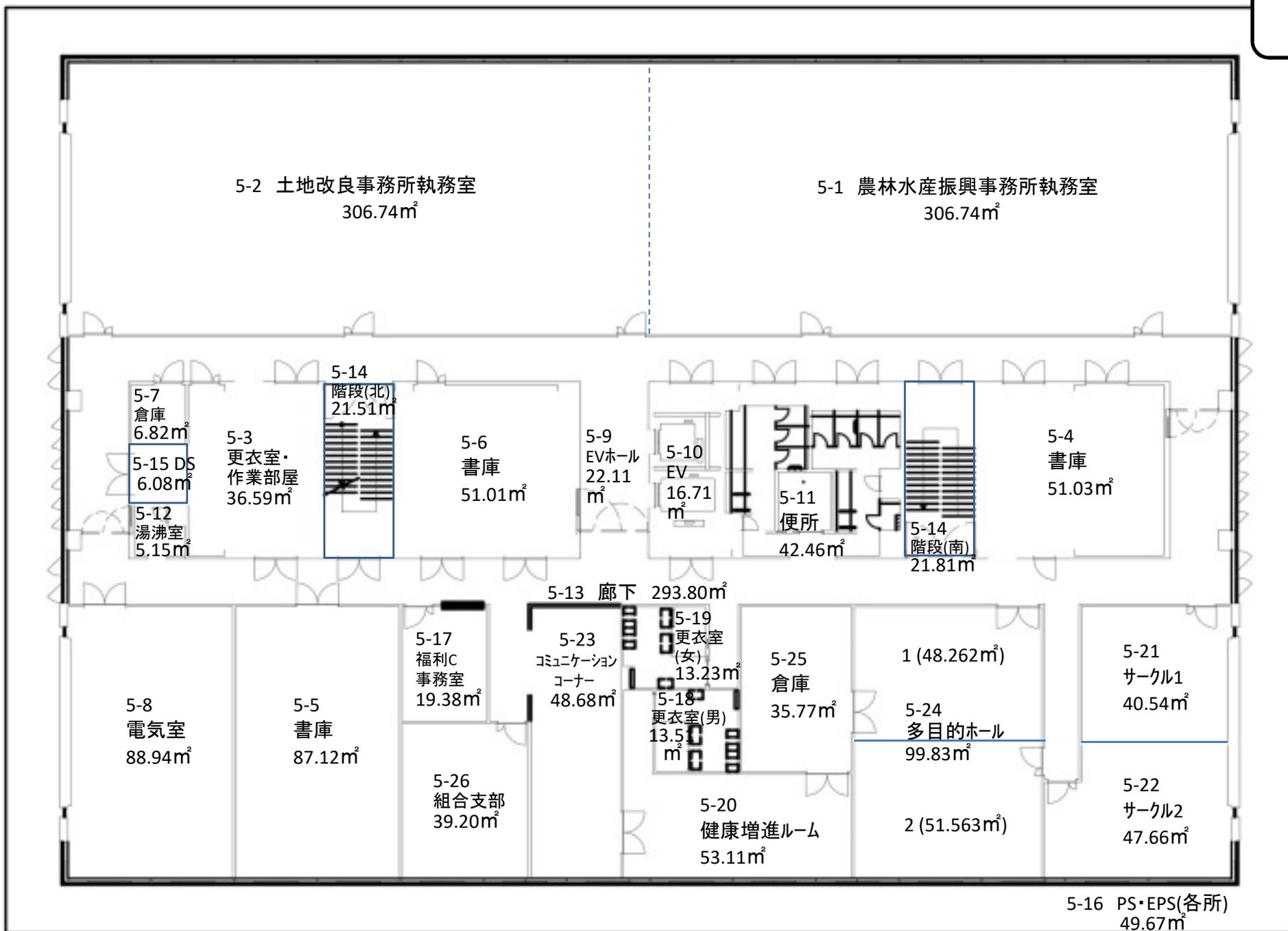


洲本総合庁舎平面図 (本館4階)

4



洲本総合庁舎平面図 (本館5階)



一般競争入札参加申込書  
兼競争入札参加資格確認申請書

令和8年2月 日

契約担当者

兵庫県淡路県民局長

川井 史彦 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

公告のあった下記業務に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： \_\_\_\_\_ 職・氏名： \_\_\_\_\_

- 4 連絡先（担当者）

所属： \_\_\_\_\_ 電話： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

(別紙質問回答様式)

## 仕様等に関する質問書

業務案件名

兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託

会社名

担当者名

電話

Fax

E-mail

仕様等に関して質問があれば以下に記入の上、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内にご提出願います。行が足りなければ、同様のフォーマットで行を足して記載願います。

「記載箇所」列には、仕様書等の頁、行等ご質問の対象部分をお示し願います。

No.	記載箇所	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県記入欄）

質問書の送付先:兵庫県淡路県民局総務企画室総務防災課 溝尾

住 所 〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号

電話番号：0799-22-3541 Fax：0799-23-1250

E-mail Address [Yumiko Mizoo@pref.hyogo.lg.jp](mailto:Yumiko Mizoo@pref.hyogo.lg.jp)

# 入札書

件名 兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託

履行場所 洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎

年額

入札金額 ¥ (税抜き)

上記の業務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

契約担当者 兵庫県淡路県民局長 川井 史彦 様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代理人氏名  
電話番号  
メールアドレス

なお、

当社は消費税に係る課税事業者であることを届出ます。  
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

# 入 札 書【再入札用】

件 名 兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託

履 行 場 所 洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎

年 額

入 札 金 額  ¥ (税抜き)

上記の業務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

契約担当者 兵庫県淡路県民局長 川井 史彦 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代理人氏名  
電 話 番 号  
メールアドレス

なお、

当 社 は消費税に係る 課税事業者 であることを届出ます。  
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

# 見 積 書

件 名 兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託

履 行 場 所 洲本市塩屋 2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎

年 額

見積金額  ¥ (税抜き)

上記の業務については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項その他関係書類及び現場等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積りします。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

契約担当者 兵庫県淡路県民局長 川井 史彦 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代理人氏名  
電 話 番 号  
メールアドレス

なお、

当 社 は消費税に係る 課税事業者 であることを届出ます。  
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

# 入札辞退届

件名 兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

契約担当者 兵庫県淡路県民局長 川井 史彦 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
メールアドレス

# 委 任 状

入札公告のあった兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務 案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふりがな 氏名

令和 年 月 日

契約担当者  
兵庫県淡路県民局長  
川井 史彦 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

《連絡先》

部 署 名 : \_\_\_\_\_

職 ・ 氏 名 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

※代表者の押印が必要です。

※代理人は、本人確認が可能な写真付き公的書類（運転免許証等）を持参ください。

# 入札及び提出書類の注意事項

入札件名:兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務

## 1 提出書類について

(1) 入札参加申込み(期限:令和8年2月12日(木)午後5時)

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 返信用封筒(110円切手を添付の上、宛先を明記すること)

(2) 仕様書等に関する質問について(期限:和8年2月12日(木)午後5時)

質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を持参又はFAXで提出願います。

(3) 入札保証金令期限:令和8年2月25日(水)午後5時)

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110に契約期間5年間を乗じた額)の100分の5以上の額の入札保証金を納入又は入札保証保険契約証書を提出してください。

(4) 入札(開札日時:令和8年2月26日(木)午後2時)

- ①一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ②入札書 2通(1回目入札用、再入札用)
- ③見積書(入札不調時協議用)
- ④委任状(押印必要。上記の入札参加申込みで届け出た者以外の代理人が出席する場合のみ)
- ⑤入札会場にて入札者の本人確認を行います。顔写真付き公的書類(運転免許証等)の提示をお願いします。

※ 郵送の場合は令和8年2月25日(水)午後5時までに①、②の書類を提出して下さい。(必着)

## 2 入札書の記載について

- (1) 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(年額)の110分の100に相当する金額(税抜価格)を入札書に記載してください。
- (2) 金額の訂正は無効となります。

## 3 その他

- (1) 入札を辞退される場合は、事前に入札辞退届を提出してください(郵送可)。
- (2) 当入札については、この入札の対象となる予算が議決され、その執行が可能となったときに効力が生じます。

※この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

## 兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託契約書

兵庫県淡路県民局（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の事務〔事業〕（以下「委託事務〔委託事業〕」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 兵庫県洲本総合庁舎 機械警備業務
- (2) 履行場所 洲本市塩屋2丁目4番5号 洲本総合庁舎

（処理方法）

第2条 乙は、この契約、別添仕様書、図面等及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託事務を履行するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金\_\_\_\_\_円）とする。

（契約保証金）

- 第5条 ① 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金\_\_\_\_\_円を納付する。
- ② 甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第○号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託事務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただ

し、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(内容の変更等)

第10条 甲は、必要に応じて、委託事務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(著作権等の取扱い)

第11条 乙は、委託事務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。

2 乙は、委託料の中から取得した物品のうち、この契約の対価として取得したもの以外で、委託期間終了後、備品として耐用年数をとどめているものは、甲に引き継ぐものとする。

(生成AIの利用に関する保証)

第12条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第13条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(調査等)

第14条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(検査及び引渡し)

第15条 乙は、毎月、委託業務実施後、実施内容報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、委託事務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を委託事務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第16条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従い、契約年額の1/2分の1の額を甲に請求するものとする。

なお、1円未満の端数が生じたときは、最終月分で請求するものとする。

2 甲は、乙の適正な委託料請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(危険負担)

第17条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及

び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- （履行遅滞の場合の違約金）

第19条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。
- （解除等）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第20条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第20条の3 甲は、第20条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

- 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- 4 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 6 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第21条 甲は、第23条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第9条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第22条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第23条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第24条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第25条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(遅延利息)

第26条 乙は、第19条第1項又は第20条の3第3項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付で

きない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(賠償の予約)

第27条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(氏名等の公表)

第28条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第14条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

(帳簿等の備付け)

第29条 乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(管轄裁判所)

第30条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第31条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 兵庫県洲本市塩屋2丁目4番5号  
兵庫県淡路県民局長\_\_\_\_\_ 印

乙 〔所在地〕  
〔名称〕  
〔代表者の職氏名〕 印

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行うおとす場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めすることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見をを受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。  
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

## 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和8年 月 日

兵庫県淡路県民局長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) ー 番

電子メール

## 誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

### 記

#### 1 契約名

兵庫県洲本総合庁舎機械警備業務委託契約

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和8年 月 日

兵庫県淡路県民局長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) ー 番

電子メール

#### 別表（誓約事項(1)関係）

##### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）